

令和5年和泉市教育委員会第7回定例会

日 時：令和5年7月20日（木） 午後2時30分から
場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

議案第27号 和泉市社会教育委員の委嘱について

5. 報告事項

- (1) 和泉市立中学校35人以下の少人数学級推進事業実施要綱の修正について
- (2) 令和6年度和泉市教育委員会任期付市費負担教育職員の採用試験募集要項の修正について

6. 情報提供

- (1) 叙勲について
- (2) 令和5年和泉市議会第2回定例会における議決審議の結果等について

7. その他

8. 閉会

教育長の報告（令和5年6月22日～7月19日）

- 6月23日（金） 令和5年度第2回和泉市小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会（教育センター）
- 6月24日（土） 大阪府へき地・遠隔小規模校PTA連絡協議会（南横山小学校）
- 6月27日（火）～29日（木） 令和5年和泉市議会第2回定例会＜一般質問＞（議場）
- 6月29日（木） 令和5年度第3回和泉市小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会（教育センター）
- 6月30日（金） 令和5年和泉市議会第2回定例会＜議案審議＞（議場）
- 7月1日（土） 社会を明るくする運動該当啓発活動（和泉府中駅周辺）
社会を明るくする運動推進大会（和泉シティプラザ）
- 7月3日（月） 和泉市文化財活性化実行委員会（3A会議室）
- 7月5日（水） 青少年の家シンポジウム（青少年の家）
令和5年度第1回泉北地区人事協議会 教育長連絡協議会（4B会議室）
- 7月6日（木） 令和5年度第4回和泉市小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会（教育センター）
- 7月7日（金） 大阪府都市教育長協議会役員会・7月定例会（アヴィーナ大阪）
- 7月8日（土） 第18回和泉市美術展（和泉シティプラザ）
令和5年第1回和泉市青少年問題協議会（3A・3B会議室）
青少年を非行から守る市民大会（コミュニティセンター）
- 7月12日（水） 令和5年度第2回総合計画進行管理会議（庁議室）
- 7月13日（木） 全国都市教育長協議会第3回常任理事会・理事会
(東京都港区・田中田村町ビル)
- 7月14日（金） 令和5年度大阪府都市教育長協議会役員・小中学校長会役員合同懇談会（アヴィーナ大阪）
- 7月18日（火） 令和5年度第6回和泉市小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会（教育センター）

議案第27号

和泉市社会教育委員の委嘱について

和泉市社会教育委員に関する条例（昭和45年3月31日条例第7号）第3条の規定に基づき、次の者を和泉市社会教育委員に委嘱する。

令和5年7月20日提出

和泉市教育委員会教育長 小川 秀幸

氏名 坂井 庸一郎

所属 和泉市中学校校長会

【和泉市社会教育委員名簿】

(順不同・敬称略)

No.	氏名	所属	備考	任期
1	島居 佳子 しますえ けいこ	和泉市小学校校長会	1号委員 (学校教育関係者)	令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
2	坂井 庸一郎 さかい よういちろう	和泉市中学校校長会		委嘱日から 令和6年7月31日まで
3	上西 恵子 うえにし けいこ	和泉市文化協会	2号委員 (社会教育関係者)	令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
4	駒澤 重信 こまざわ しげのぶ	和泉市青少年指導員協議会		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
5	大場 美枝 おおば みえ	和泉市こども会育成連絡協議会		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
6	金谷 忠男 かなたに ただお	和泉市スポーツ推進委員協議会		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
7	辻本 久子 つじもと ひさこ	和泉市P T A協議会	3号委員 (家庭教育の向上に資する 活動を行う者)	令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
8	岩田 考 いわた こう	桃山学院大学 (社会学部教授)	4号委員 (学識経験者)	令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
9	水沼 友宏 みずぬま ゆひろ	桃山学院大学 (経営学部講師)		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
10	該当者なし	公募による市民	5号委員	—

【社会教育法】抜粋

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていらない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

【和泉市社会教育委員に関する条例】抜粋

(委嘱の基準)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

【和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則】抜粋

第2条 教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 重要な教育財産の取得及び処分の手続に関すること。
- (3) 教育内容の方針に関すること。
- (4) 教科用図書の採択に関すること。
- (5) 社会教育委員等の重要な委員の任免に関すること。
- (6) 請願及び訴訟に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が重要と認める事項

令和4年度社会教育委員事業内容について

日 時	内 容
令和4年 9月2日（金） 10時20分～	○近畿地区社会教育研究大会（奈良大会） 場所：なら100年会館 研究主題：『人と人、人と地域を結ぶ、社会教育！』 ～変化する社会に期待される社会教育をめざして～ 記念講演：『社会教育には今、何が期待されているのか』
令和4年 10月7日（金） 10時～	○第1回和泉市社会教育委員会議 場所：和泉市役所3階3A会議室 案件：令和4年度社会教育関係団体に対する補助金について 第3次和泉市生涯学習推進プラン・第2次和泉市スポーツ推進 基本計画素案について
令和5年 1月25日（水） 13時～	○泉北・泉南地区社会教育委員研修会 担当：高石市 場所：高石市役所 別館3階多目的ホール 講演：『部活動の地域移行について』
令和5年 2月28日（火） 15時～	○第2回和泉市社会教育委員会議 場所：和泉市役所5階5A会議室 案件：令和5年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について 令和4年度社会教育委員事業報告について 令和5年度社会教育委員会議・研修等のスケジュールについて 令和4年度生涯学習部事業報告について 令和5年度生涯学習部関係の主な事業の概要について 和泉市生涯学習・スポーツ推進計画（案）について

和泉市立中学校35人以下の少人数学級推進事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 和泉市立中学校35人以下の少人数学級推進事業は、和泉市教育委員会が、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行い、学力向上及び生徒指導の充実を図るために、中学1年生から3年生及び義務教育学校後期課程7年生から9年生を対象とした、35人以下の学級編制に関し必要な事項を定める。

（配置校の要件）

第2条 和泉市教育委員会事務局（以下「市教委」という。）は、次年度の生徒見込数において、和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程の各学年のうち、通常の学級で1学級あたりの生徒数が35人を超える学年を対象として任期付市費負担教育職員（以下「市費講師」という。）を配置する。

（配置校の決定）

第3条 市費講師は、配置校の要件を満たしている学校のうち、学校の施設整備面等の学校事情を勘案し、予算の範囲内で配置するものとする。

（報告書の提出及び成果のまとめ）

第4条 市費講師の配置校は、1年間の成果等について、35人以下の少人数学級推進事業実施報告書を作成し、当該年度末までに提出するものとする。

- 2 市教委は提出された報告書等をもとに、成果等を取りまとめるものとする。
- 3 市教委は、取りまとめた成果や課題について、和泉市教育委員会定例会において報告するものとする。

（是正措置）

第5条 市教委は、市費講師配置校が実施する35人以下の少人数学級推進事業において、この要綱の趣旨に反すると認められる場合は、学校に対し是正措置を行うものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市教委が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年度和泉市教育委員会任期付市費負担教育職員 採用試験募集要項（案）

令和5年7月
和泉市教育委員会

和泉市教育委員会では、和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程における任期付市費負担教育職員（以下「中学校講師」といいます。）の採用試験を実施します。

中学校講師として、一般の大阪府費負担教員と同様に学級担任や教科担任等の職務に従事していただきます。また、労働条件や休暇制度については概ね大阪府費負担教員と同様ですが、地域手当等一部の手当については和泉市職員と同様となります。

記

1. 募集職種、採用予定人数及び受験資格

募集職種	採用予定人数	受験資格
中学校講師	7人程度	<p>(1) 大学推薦枠 ・令和5年度卒業及び中学校教員免許状取得見込の者</p> <p>(2) 一般募集枠 ・既に中学校教員免許状を所有または取得見込の者</p> <p>(3) 勤務学校長推薦枠 ・令和5年度<u>和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>に勤務し、かつ中学校教員免許状を所有または取得見込の者</p>

- ※ ただし、地方公務員法第十六条各号に定める次の欠格条項に該当する人は、受験できません。
- ※ 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない人は、受験できません。
- ※ 国籍は問いません。
- ※ 令和6年度の生徒数、配置条件によって採用者数は変動する場合があります。

〔欠格事項〕

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 仕事の内容

和泉市立中学校又は義務教育学校に勤務し、学級担任や教科担任等に従事します。

3. 受験手続

(1) 申込用紙

試験申込書・受験票・大学長推薦書・勤務学校長推薦書は、下記へ直接取りに来られるか、本市ホームページからダウンロード、A4用紙にプリントアウトの上、使用してください。プリントアウトの際は、片面印刷してください。

(2) 申込方法

所定の試験申込書・受験票に必要事項を自筆または電子で記入および写真を貼付し、推薦書(大学推薦枠のみ必要)、勤務学校長推薦書(勤務学校長推薦枠のみ必要)を添えて、下記の申込受付場所まで持参又は郵送してください。

なお、試験申込書と受験票には、同一の写真(3ヶ月以内に撮影 正面・脱帽)を貼付してください。

①申込用紙等配付及び受付場所

和泉市役所 5階 学校教育室教職員担当(⑤番窓口) まで

②郵送による申込

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

「和泉市教育委員会事務局 学校教育室 教職員担当」宛

封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きし送付してください。

また、ご自身の郵便番号・あて先を明記の上、「簡易書留」と朱書きし、404円分の切手を貼った返信用の定型封筒(受験票の送付の際使用します)を必ず同封してください。

(3) 受付期間

①持参の場合 令和5年8月1日(火)～11月10日(金)までの執務時間内

[執務時間は、午前8時45分から午後5時15分まで(土日祝を除く)]

②郵送の場合 令和5年8月1日(火)～11月10日(金)までの消印有効

※試験の案内については、令和5年11月17日(金)までに返信用封筒にて送付します。

4. 採用試験日時及び集合場所等

採用試験：個人面接(約30分)※模擬授業を含む

日 時：令和5年11月25日(土)・26日(日)のいずれか1日

個人面接(模擬授業を含む)：9時～12時 または 13時～16時

※開始時間は受験票に記載して送付します。

※模擬授業は「令和6年度大阪府公立学校教員採用選考テスト」に準じます。

模擬授業終了後、引き続き別室にて個人面接を行います。
集合場所：和泉市役所 5階 5A会議室

5. 合格発表

令和5年12月22日（金）までに発送

※電話等での照会は、受付できません。

6. 採用までの流れ

1. 採用試験（本試験）合格

↓

2. 和泉市教育委員会より採用者へ「合格通知」を送付（令和6年12月22日まで）

↓

3. 和泉市教育委員会より採用候補者へ配置校の連絡（令和6年2月1日以降）

↓

4. 採用（令和6年4月1日、当該中学校へ配置）

※採用試験に合格されなかった場合でも、希望される方へ大阪府費負担教員としての採用情報
を本市教職員担当者から受験者へ提供する場合があります（申込書に記入）。

7. 任用期間

原則、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※次年度の任用の有無については令和6年度12月頃、和泉市教育委員会による面接を経て
判断します。

8. 勤務条件等（令和5年5月1日現在）

（1） 勤務時間 原則、月曜日から金曜日の当該校における勤務時間

（例）8時30分から17時00分まで（休憩時間45分）

週38時間45分勤務

（2） 勤務場所 和泉市立中学校、義務教育学校

（3） 給与

給料は、本市の条例等の規定により定められた額を支給します。

＜参考＞令和6年4月1日時点

・給与

採用時年齢、職務経験年数等で算出し、教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当を
含む

20歳、2年制大学を卒業してすぐ採用された場合 192,800円

22歳、4年制大学を卒業してすぐ採用された場合 208,700円

※ 上記は一部事例ですので、職務の経験年数、雇用形態等で個人によって異なります。

その他、条例に基づき、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

また、退職手当についても支給されます（ただし、自己都合による退職の場合は支給されないことがあります）。

(4) 社会保険

共済制度及び年金制度の適用を受けます。

(5) 健康管理

職員には、定期的に健康診断が実施されます。公務上のけがなどについては公務災害補償が受けられます。

(6) 福利厚生

貸付や各種の制度があります。

労働条件は、府費負担教員と同様の勤務体制ですが、一部の手当につきましては、府費負担教員と異なります。（扶養手当、通勤手当 等）

9. その他注意事項

(1) 試験当日は、必ず受験票を持参し定刻に集合してください。

(2) 試験に関する提出書類は、一切お返しきません。

なお、申込書に記載された情報は、この採用試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。（ただし、府費負担の講師登録を希望された場合は記載された連絡先へ別途連絡する場合があります。）

(3) ①大学推薦枠、②一般募集枠における欠席者向けの再試験は、原則予定していません。

(4) ③勤務学校長推薦枠受験者において、試験日が勤務の関係などで難しい場合は再受験の対応を行います。

この試験についての詳細は、下記の連絡先にお問い合わせください。

和泉市教育委員会事務局 学校教育室 教職員担当（和泉市役所5階⑤番窓口）

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 TEL 0725-99-8167（直通）

(大学推薦枠)

令和6年度

和泉市教育委員会任期付市費教育職員採用試験申込書

(本人自書または電子) 令和5年 月 日現在

受験する職種	教科（中学校）	※受験番号	※	
中学校講師				
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 写 真 縦4.5cm×横3.5cm 申込み前6ヶ月以内に 撮影した脱帽・上半身正 面向きのもので本人と 確認できるもの </div>	フリガナ			
	名 前			
	生年月日 年 月 日 (満 歳)			
	郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
	現住所	<hr/> <hr/>		
◎ 必ず連絡のとれる番号・アドレスを記入してください 電話番号[- () -] 携帯電話[- () -] e-mail []				
教職員の採用情報				
大阪府費負担臨時の任用職員				
<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない				
在学期間	学歴			
年 月	中学校 卒業			
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				
在職期間	職歴			
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				

(大学推薦枠)

名前		※受験番号	
志望動機を記入してください			
自己PR等を記入してください			
資格・免許の名称	免許番号	取得年月日	備考
受験者の現住所以外の連絡先			
名前 _____ 電話番号()-()-() 郵便番号(-) 住所 _____			

記入上の注意事項

- 教員免許の取得見込の場合は「免許番号等」欄に「取得見込」と記載してください(取得見込の場合、免許番号等の記載は不要です)。
- ※印の欄は記入しないでください。自書の場合はボールペン書きで正確かつ明瞭に記入してください。
- 生年月日等は元号で書いてください。また、数字は算用数字で書いてください。
- 記入事項がなければ、斜線を引いてください。
- 不実の記載があるときは、任用される資格を失うことがあります。また、採用後においても免職されることがあります。

(大学推薦枠)

令和6年度 和泉市教育委員会任期付市費教育職員採用試験

受 験 票

職種名	中学校講師	※受験番号
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 写 真 縦4.5cm×横3.5cm 申込み前6ヶ月以内に 撮影した脱帽・上半身正 面向きのもので本人と 確認できるもの </div>	フリガナ 名前 生年月日 年 月 日 (満 歳) 最終学校名(卒業見込含む)	※受付印
	年 月 日 卒業	

※受験者注意事項

- ※印の欄は記入しないでください。自書の場合はボールペン書きで正確かつ明瞭に記入してください。
- 生年月日等は元号で書いてください。また、数字は算用数字で書いてください。
- 当日は、必ず指定の時刻までに集合してください。原則、遅刻者は受験できません。
- 受験の際に、本票がないと受験できません。
- 試験会場では係員の指示に従って行動してください。その指示に従わない者、または不正行為のあつたものは退室してもらう場合があります。

<試験実施日> 令和5年11月 日()

<集合場所> 和泉市役所 5階 5A会議室

<集合時刻> 時 分

<採用試験> 個人面接(約30分)※模擬授業を含む

(様式1)

令和5年 月 日

和泉市教育委員会教育長 様

○○大学

職名

記載責任者 名前

印

推 薦 書

令和 6 年度和泉市教育委員会任期付市費教育職員採用試験における大学推薦者に下記の者を推薦します。

記

(フリガナ) 名前 :	生年月日 : <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
学部・学科等 :	
卒業見込み・終了見込み年月日 : 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 卒業見込み <input type="checkbox"/> 終了見込み
推薦する校種 : (校種) 中学校	
出願に必要な所有(見込)免許状 : (校種) (種類)	<input type="checkbox"/> 専修 <input type="checkbox"/> 一種 <input type="checkbox"/> 二種(教科)

総合所見	
------	--

記入要領

*記載責任者について

学部長又は学科長又は当該学生の就職支援をする者（教授又は、教授に準ずる者）が記載すること

総合所見について

項目	推薦する着眼点
総合所見	<ul style="list-style-type: none">・和泉市で教員として働く強い意欲について・教員としての適性について・学校内外での教育ボランティア等の教育活動への取り組み実績とその評価について

(一般募集枠)

令和6年度

和泉市教育委員会任期付市費教育職員採用試験申込書

(本人自書または電子) 令和5年 月 日現在

受験する職種	教科（中学校）	※受験番号	※	
中学校講師				
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 写 真 縦4.5cm×横3.5cm 申込み前6ヶ月以内に 撮影した脱帽・上半身正 面向きのもので本人と 確認できるもの </div>	フリガナ			
	名 前			
	生年月日 年 月 日 (満 歳)			
	郵便番号	□□□	□□□□□	
	現住所	<hr/> <hr/>		
◎ 必ず連絡のとれる番号・アドレスを記入してください				
教職員の採用情報	電話番号[-()-]	
大阪府費負担臨時の任用職員	携帯電話[-()-]	
<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	e-mail []		
在学期間	学歴			
年 月	中学校 卒業			
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				
在職期間	職歴			
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月				

(一般募集枠)

名前		※受験番号	
志望動機を記入してください			
自己PR等を記入してください			
資格・免許の名称	免許番号	取得年月日	備考
受験者の現住所以外の連絡先			
名前 _____ 電話番号()-()-() 郵便番号(-) 住所 _____			

記入上の注意事項

1. 教員免許の取得見込の場合は「免許番号等」欄に「取得見込」と記載してください(取得見込の場合、免許番号等の記載は不要です。)
2. ※印の欄は記入しないでください。自書の場合はボールペン書きで正確かつ明瞭に記入してください。
3. 生年月日等は元号で書いてください。また、数字は算用数字で書いてください。
4. 記入事項がなければ、斜線を引いてください。
5. 不実の記載があるときは、任用される資格を失うことがあります。また、採用後においても免職されることがあります。

(一般募集枠)

令和6年度 和泉市教育委員会任期付市費教育職員採用試験

受 駿 票

職種名	中学校講師	※受験番号
写 真 縦4.5cm×横3.5cm 申込み前6ヶ月以内に 撮影した脱帽・上半身正 面向きのもので本人と 確認できるもの	フリガナ 名前 生年月日 年 月 日(満 歳)	
	最終学校名(卒業見込含む)	※受付印
	年 月 日 卒業	

※受験者注意事項

- ※印の欄は記入しないでください。自書の場合はボールペン書きで正確かつ明瞭に記入してください。
- 生年月日等は元号で書いてください。また、数字は算用数字で書いてください。
- 当日は、必ず指定の時刻までに集合してください。原則、遅刻者は受験できません。
- 受験の際に、本票がないと受験できません。
- 試験会場では係員の指示に従って行動してください。その指示に従わない者、または不正行為のあつたものは退室してもらう場合があります。

<試験実施日> 令和5年11月 日()

<集合場所> 和泉市役所 5階 5A会議室

<集合時刻> 時 分

<採用試験> 個人面接(約30分) ※模擬授業を含む

(勤務学校長推薦枠)

令和6年度

和泉市教育委員会任期付市費教育職員採用試験申込書

(本人自書または電子) 令和5年 月 日現在

受験する職種	教科（中学校）	※受験番号	※	
中学校講師				
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 写 真 縦4.5cm×横3.5cm 申込み前6ヶ月以内に 撮影した脱帽・上半身正 面向きのもので本人と 確認できるもの </div>	フリガナ			
	名 前			
	生年月日	年	月	日(満 歳)
	郵便番号	□□□	□□□	□□□
	現住所	<hr/> <hr/>		
◎ 必ず連絡のとれる番号・アドレスを記入してください				
教職員の採用情報	電話番号[() - () - ()]			
大阪府費負担臨時の任用職員	携帯電話[() - () - ()]			
<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	e-mail []			
受験者の現住所以外の連絡先				
名 前 _____ 電話番号(() - () - ()) 郵便番号(() - ()) 住所 _____				

記入上の注意事項

- ※印の欄は記入しないでください。自書の場合はボールペン書きで正確かつ明瞭に記入してください。
- 生年月日等は元号で書いてください。また、数字は算用数字で書いてください。
- 記入事項がなければ、斜線を引いてください。
- 不実の記載があるときは、任用される資格を失うことがあります。また、採用後においても免職されることがあります。

(勤務学校長推薦枠)

令和6年度 和泉市教育委員会任期付市費教育職員採用試験

受 験 票

職種名	中学校講師	※受験番号
写 真 縦4.5cm×横3.5cm 申込み前6ヶ月以内に撮影した脱帽・上半身正面向きのもので本人と確認できるもの	フリガナ 名前 生年月日 年 月 日(満 歳)	
	令和5年度勤務校 和泉市立	※受付印 学校

※受験者注意事項

- ※印の欄は記入しないでください。自書の場合はボールペン書きで正確かつ明瞭に記入してください。
- 生年月日等は元号で書いてください。また、数字は算用数字で書いてください。
- 当日は、必ず指定の時刻までに集合してください。原則、遅刻者は受験できません。
- 受験の際に、本票がないと受験できません。
- 試験会場では係員の指示に従って行動してください。その指示に従わない者、または不正行為のあつたものは退室してもらう場合があります。

<試験実施日> 令和5年11月 日()

<集合場所> 和泉市役所 5階 5A会議室

<集合時刻> 時 分

<採用試験> 個人面接(約30分)※模擬授業を含む

(様式1)

令和5年 月 日

和泉市教育委員会教育長 様

和泉市立

学校

記載責任者 校長

公印

勤務学校長推薦書

令和6年度和泉市教育委員会任期付市費教育職員採用試験における勤務学校長推薦者に下記の者を推薦します。

記

(フリガナ)
名前 :

生年月日 : 昭和 平成 年 月 日

総合所見	
------	--

記入事項について

*記載責任者は受験者が勤務している学校長が記載すること。

総合所見について

項目	推薦する着眼点
総合所見	・勤務態度について ・教員としての適性について

情報提供 1

叙勲について

学校教育室

【死亡叙勲】

受章者氏名 元和泉市立信太中学校長 山本 喜久夫 (74歳)

受章者居住地 和泉市寺田町

叙勲名 瑞宝 双光章

位記 従六位

略歴 昭和46年 和泉市立信太中学校教諭
昭和53年 和泉市立富秋中学校教諭
平成元年 和泉市立光明台中学教諭
平成10年 和泉市立信太中学校教頭
平成13年 和泉市立富秋中学校教頭
平成16年 和泉市立槇尾中学校校長
平成18年 和泉市立信太中学校校長
平成19年 退職

伝達日 令和5年7月4日

【死亡叙勲】

受章者氏名 元和泉市立和気小学校長 田中 幸夫 (82歳)

受章者居住地 岸和田市磯上町

叙勲名 瑞宝 双光章

位記 従六位

略歴 昭和40年 和泉市立北松尾小学校教諭
昭和57年 和泉市立芦部小学校教諭
昭和60年 和泉市教育委員会事務局職員（指導主事）
昭和63年 和泉市立芦部小学校教頭
平成4年 和泉市立北松尾小学校校長
平成6年 和泉市立幸小学校校長
平成8年 和泉市立いぶき野小学校校長
平成11年 和泉市立和気小学校校長
平成13年 退職

伝達日 令和5年7月4日

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
1	【報告】 一般財団法人和泉市文化振興財団令和4年度決算書類の提出について 【久保惣記念美術館】	一般財団法人和泉市文化振興財団の令和4年度の決算に関する報告。	なし	なし	-
2	【報告】 一般財団法人和泉市文化振興財団令和5年度事業計画書類の提出について 【久保惣記念美術館】	一般財団法人和泉市文化振興財団の令和5年度の事業計画に関する報告。	なし	なし	-
3	【報告】 令和4年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	鶴山台南小学校受変電設備改修事業 【学校園管理室】	なし	なし	-
		石尾中学校消防設備改修事業 【学校園管理室】	なし	なし	
		郷荘中学校受変電設備改修事業 【学校園管理室】	なし	なし	
		光明台中学校消防設備改修事業 【学校園管理室】	なし	なし	
		北池田中学校大規模改修事業 【学校園管理室】	なし	なし	
		生涯学習センター「ウッドデッキ」改修事業 【生涯学習推進室】	なし	なし	
		貝吹山古墳フェンス設置事業 【文化遺産活用課】	なし	なし	

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
4	【報告】 令和4年度和泉市一般会計継続費 繰越計算書について	(仮称)槇尾学園整備事業 【学校園管理室】	なし	なし	－
5	【議案】 和泉市放課後児童健全育成事業 の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条 例制定について 【こども未来室】	「放課後児童健全育成事業」の実施につ いて(令和5年4月12日付けこ成環第5号 こども家庭庁成育局長通知)の施行に伴 い、所要の規定の整備を行うもの	<p>【原委員】</p> <p>①留守家庭児童会の職員について</p> <p>②認定資格研修を受講する条件を満たしていない 職員の人数について</p> <p>③認定資格研修について</p> <p>④保育の質の低下について</p> <p>⑤各クラスへの配置について</p>	<p>①6月1日現在202人の職員を配置。このうち、認定資格研修を修了した者は138人。</p> <p>②47人。</p> <p>③今年度、大阪府では4日間に分けた研修が9回 行われ、和泉市については3回、合計20人の参加 枠が割り当てられている。</p> <p>④平成27年度から継続しているもので、今回の 改正によりその取扱いは変わらず、保育の質も 変わらない。</p> <p>⑤条例の規定上は補助員2人を配置し運営するこ とは可能だが、本市では全62クラスある中で138 人が認定資格研修を修了しており、通常は指摘 のような状況は発生しない。</p>	可決
6	【議案】 令和5年度和泉市一般会計補正予 算(第3号)	保育所等運営事業 さいわいこども園改築事業費補助金追加 【こども未来室】	<p>【原委員】</p> <p>①市費補助金の内容について</p> <p>②市費補助金の補正額について</p> <p>③市債について</p> <p>④市費負担金の理由について</p>	<p>①原則、補助基準額に対して国1/2、市1/4の補 助を行なうが、公立保育園の民営化に伴う新設又 は民営化後初めての改築のいずれかに、追加で 1/8を補助するもの。</p> <p>②521万3,000円。</p> <p>③市債についても補正を行っており、市債である 以上返還が必要となる。</p> <p>④公立保育園の民営化については、多種・多様 化する保育ニーズへの対応及び財政健全化にも つながることから、追加で補助を実施してい る。</p>	可決

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
6 【議案】 令和5年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	保育所等運営事業 さいわいこども園改築事業費補助金追加 【こども未来室】	【松田委員】 ①補正予算の理由について ②他の認定こども園等の改修事業について ③他の認定こども園等への影響について ④改修による定員の増について	①令和5年4月のこども家庭庁創設に伴い、保育園部分と幼稚園部分に分かれていた補助金が統合され、国の補助基準額が変更となったため。 ②さいわいこども園の他、和泉チャイルド幼稚園及びひばり幼稚園の改修工事等に対する補助を予定。 ③和泉チャイルド幼稚園は老朽化による大規模修繕、ひばり幼稚園は保育園部分のみの工事を予定しているため、こども家庭庁創設に伴う補助金統合の影響なく、補助金額の変更もない。 ④ひばり幼稚園は保育定員が100人増加。さいわいこども園及び和泉チャイルド幼稚園は老朽化に伴う工事のため、定員に変更は無い。		可決
	教職員人材育成事業 GIGAスクール推進コーディネーター講師謝礼 【学校教育室】	【石原委員】 ①「和泉市GIGAスクール推進事業」の目的と概要について ②コーディネーター講師謝礼の内容について ③学校のWi-Fi環境の現状について ④和泉市の活用状況について ⑤児童生徒への指導について	①国の事業を活用し、GIGAスクール推進コーディネーターを研修講師等として学校等へ派遣することにより、1人1台学習用端末を活用した効果的な教育実践の学校間格差の解消及び、市立学校全体の利活用促進を図るもの。 ②文部科学省の学校DX戦略アドバイザーを委嘱されたことのある大学教授及び准教授に依頼する予定。謝礼については、市の講師謝礼基準に基づき積算。 ③国のGIGAスクール構想のもと、令和2年度末に1人1台学習用端末の配備とあわせて、高速Wi-Fiネットワークの整備を完了。 ④令和4年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査結果では、ICT機器の活用頻度に関するで、小学校において全国平均・大阪府平均を上回っている。一方、中学校においては、全国平均・大阪府平均を下回っている。 ⑤児童生徒の1人1台学習用端末活用スキルについては、授業で活用する中で、子ども同士が教え合いながらスキルアップしていく場面もある。学校に派遣しているICT支援員等も活用。		可決

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
6	【議案】 令和5年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	教職員人材育成事業 GIGAスクール推進コーディネーター講師謝礼 【学校教育室】	<p>⑥来年度の取組みについて</p> <p>【谷上副委員長】 ①前回の一般質問からの進捗状況</p> <p>②重点支援校選定の基準</p> <p>③学びをとめないためのオンライン授業の実施</p>	<p>⑥継続的な研修の実施、教育委員会指導主事による指導助言、各学校の好事例の共有やパイロット校の先進的な取組みの発信など、今年度の取組みをさらに発展させる。</p> <p>①全教員が閲覧可能なポータルサイト「IZUMI e シェアリング」へ各教員が実践事例を掲載するよう、研修等を通じて発信。指導案等を蓄積することで、授業方法の好事例を共有し、各学校が実践。市内の1中学校をICT教育推進のパイロット校として、市全体で1人1台学習用端末を効果的に活用した授業づくりと、情報活用能力育成のための取組みを進めている。教育委員会として、重点支援を必要とする学校を指導主事が継続的に訪問し、1人1台学習用端末活用をさらに進めるための具体的な計画立案にかかる支援を行うとともに、活用推進に向けた指導助言を実施。</p> <p>②4つの中学校を重点支援校として選定。「1人1台学習用端末の活用頻度」や「学校の管理職及び担当者からの聞き取り」「指導主事による授業観察」等により総合的に判断。</p> <p>③各学校において、1人1台学習用端末の配備後、朝の健康観察や学習課題の配信、AIドリルによる家庭学習、WEB会議システムにより教室の授業を家庭と繋いでいるなど、活用についてのノウハウを蓄積。好事例を市の担当者連絡会等で共有し、学校に登校しにくい児童生徒等に対し、すでに各校において実施。すべての学校において、児童生徒に必要なオンライン対応ができるよう市として指導する。</p>	可決

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
7	【議案】 損害賠償の額の決定及び和解について(演習場内事故) 【生涯学習推進室】	信太山クロスカントリー大会における、公用車事故の損害賠償の額の決定及び和解について	<p>【吉川議員】</p> <p>①事故が令和5年の1月7日に発生しており、本提案まで時間を要した理由について</p> <p>②相手方への連絡が遅延した理由について</p> <p>③停車したときの距離、その確認方法について</p> <p>④代車の車種について</p> <p>⑤修理日数が長期間となった理由について</p> <p>⑥修理費用が高額な理由について</p> <p>⑦事故以外の傷が含まれはいないか。</p> <p>⑧本案件に対する交渉方法について</p> <p>⑨中間報告や修理後の確認の有無について</p>	<p>①保険会社から相手方に対し早期の修理入庫を促していたが4月22日の入庫となつたため。</p> <p>②保険適応の有無について保険会社の顧問弁護士の判断に時間を要したため。</p> <p>③3~5m後方。本人に聞取り。</p> <p>④日産軽トラックで、車名はクリッパートラック。</p> <p>⑤修理期間は、4月22日から5月25日間となつておあり、期間中には修理業者が休みであった期間も含む。保険会社の基準と照らし合わせ適正である。</p> <p>⑥メタリック車であり、塗装費用が高額であった。またガラスコーティング、ボディーコーティングが施行された車であったこと。</p> <p>⑦ドライブレコーダー、事故当時の写真により保険調査員が事故当時の傷と整合性を確認。</p> <p>⑧相手方との交渉は、保険会社が実施。</p> <p>⑨中間報告の内容は聞いていた。また最終確認は、写真で報告を受けている。</p>	可決

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
7	<p>【議案】 損害賠償の額の決定及び和解について(演習場内事故)</p> <p>【生涯学習推進室】</p>	<p>信太山クロスカントリー大会における、公用車事故の損害賠償の額の決定及び和解について</p>	<p>【山本議員】 ①過去5年間の保険加入支払額及び保険対応した事故件数並びに賠償額について</p> <p>②保険対応件数と損害賠償案件との差について</p> <p>③職員の処分について</p> <p>④処分の基準について</p> <p>⑤事故に係る市の責任割合が100%になった理由について</p>	<p>①平成30年度：保険料150万3,457円、保険対応件数16件、保険対応額182万7,626円、損害賠償案件2件、賠償額が10万2,360円。 令和元年度：保険料159万9,289円、保険対応件数10件、保険対応額113万6,514円、損害賠償案件1件、賠償額24万9,929円。 令和2年度：保険料153万4,360円、保険対応件数8件、保険対応額97万8,771円、損害賠償案件2件、賠償額29万4,864円。 令和3年度：保険料156万5,022円、保険対応件数12件、保険対応額129万6,643円、損害賠償案件なし。 令和4年度保険料156万1,795円、保険対応件数12件、保険対応額211万5,184円、損害賠償案件は今回提案の1件、賠償額52万3,000円。</p> <p>②事故に伴い公用車を保険対応により修理した件数と金額。</p> <p>③和解の成立後に過失の度合いや損害賠償の額等を踏まえ分限懲戒委員会を開催し、処分を検討。</p> <p>④懲戒処分の目安として標準的な処分量定を定めており、自損事故の場合は、修理費が50万円を超えるものについて、相手方がある場合は損害額が20万円を超えるものについて、過失割合等も考慮して、分限懲戒委員会で審議。</p> <p>⑤相手方車両は、公用車がくぼみにはまつた際、適切な車間距離をとっており、砂利が飛んでくることが予見不可能であった。また公用車の立場として舗装されていない砂利道で、くぼみにはまつた際に、アクセルを力強く踏んでいる状況から飛び石が後方車両に損害を与えることが予見でたことから責任割合が判断されている。判断にあたっては、公用車のドライブレコーダーの映像を保険会社の顧問弁護士が確認。</p>	可決

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課（室）名	概要	質問・要望	答弁
1	令和6年度使用和泉市立小学校及び義務教育学校前期課程教科用図書の選定について	学校教育室	令和6年度使用の小学校及び義務教育学校前期課程教科用図書、いわゆる教科書について、今年度採択することを報告。採択の権限、同一教科用図書を採択する期間、採択の仕組み等について報告。	なし	なし
2	令和4年度和泉市生涯学習サポート館事業報告及び収支報告について	生涯学習推進室	令和4年度の和泉市生涯学習サポート館指定管理者（株式会社ビケンテクノ）における事業及び収支について報告。 【指定管理期間】令和3年4月1日から5年間 【開館日数】359日 【利用者数】33,580人 【収入】42,412,327円 【支出】42,325,702円 【収支差額】+86,625円（指定管理者の利益）	【飯阪委員】 ①体育室の利用状況について ②予約の方法について ③ネットでの予約について	①新型コロナウイルス感染症の影響が顕著であった令和2年、3年に比べ、約3,000人、稼働率で15%～20%の増加。影響が全くなかった平成30年度に比べると利用者数は85%程度。 ②事前に生涯学習サポート館のホームページ上や電話にて空き状況を確認し、施設で直接利用申込。 ③現在のところWEB上での予約には対応していない。
3	令和4年度和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース事業報告及び収支報告について	生涯学習推進室	令和4年度の和泉市青少年の家・槇尾山森林浴コース指定管理者（公益財団法人大阪YMCA）における事業及び収支について報告。 【指定管理期間】令和4年4月1日から3年間 【開館日数】307日 【利用者数】 青少年の家 6,426人 森林浴コース13,016人 【収入】44,657,312円 【支出】43,832,695円 【収支差額】+824,617円（指定管理者の利益）	なし	なし

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課（室）名	概要	質問・要望	答弁
4	令和4年度和泉市立図書館事業報告及び収支報告について	生涯学習推進室	令和4年度の和泉市立図書館指定管理者（株式会社図書館流通センター）における事業及び収支について報告。 【年間入館者数】594,472人 【年間貸出人数】278,059人 【年間貸出点数】1,049,903点 【収入】321,381,619円 【支出】321,453,576円 【収支差額】▲71,957円（指定管理者による負担）	なし	なし
5	和泉市立青少年の家のリニューアルについて	生涯学習推進室	和泉市立青少年の家のリニューアルについて下記内容を報告。 1. 施設活性化・改修計画については、様々な観点から計画内容の精度を高めた上で本計画を策定する方向で進めていること。 2. 取組方針として、「利用者ニーズの再聴取」や「費用対効果の再検証」を行うもの。 3. これまでの検討経過及び今後の取組みとして、ハードソフト両面での施設活性化策の再検討や意見交換などを目的にシンポジウムを開催することなど。 4. 施設活性化・改修計画＜概要版＞（案）の主な内容について。	【飯阪委員】 ①青少年の家の設置目的について ②改修計画の内容について ③設置目的の変更について	①条例上の位置は、社会教育法の趣旨に基づき、社会教育、特に、青少年の集団生活指導並びに情操教育の向上に資するため。 ②社会教育施設の機能を残しつつも、市民の憩いの場、やすらぎの場として、また、市内企業の研修・教育の場など、多様的に有効的に利用いただけるよう、個人や少人数での利用も可能な日帰り入浴やサウナなどの設備改修を行い、ICTウォールといった研修・講習などにも利用できるよう利用数の少なかった時間帯の利用促進を図るとともに、併設しているグリーンランドへのハイキング客や現在、近隣に開設予定の大型遊具の利用者にも利用いただける南部の拠点施設として改修を行おうとするもの。 ③青少年が特に利用している夏季休暇中などの時期については、その機能はしっかりと維持し、料金体系を含めた利用規定も改正する必要があると考えており、より幅広い世代の方々に利用いただけるような変更は必要である。

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課（室）名	概要	質問・要望	答弁
6	令和4年度和泉市内体育施設事業報告及び収支報告書について	生涯学習推進室	<p>ミズノグループ・和泉市公共施設管理公社共同事業体が指定管理者で、その期間は平成31年4月1日から5年間。</p> <p>【収入】3億7万7,731円 【支出】3億5,032万1,946円 【収支差額】5,024万4,215円の赤字。</p> <p>温水プール設備不具合等の為、令和4年4月21日～4月25日、令和4年8月2日～8月4日、令和4年8月19日～10月31日、令和4年12月27日～令和5年1月5日の期間においてプール機能を停止。</p>	<p>【石原委員】 ①次期指定管理公募スケジュールについて</p> <p>②温水プールの次期指定管理について</p>	<p>①8月末に公募にかかる仕様書等を公表、9月初旬に施設の現地説明会を開催、9月下旬に応募書類の受付、10月上旬に選定委員会の開催、12月の市議会第4回定例会において、次期指定管理者の指定につき提案する予定。</p> <p>②突発的な設備等の故障によりプール機能の停止を余儀なくされている現状を考え、現場における緊急時の対応強化のため、プール事業に特化した事業者による管理となるよう、現在、市内体育施設7施設を一括で指定管理している状況を改め、温水プールのみを切り離して公募していく。</p>
7	史跡池上曾根遺跡整備事業実施スケジュールの変更について	文化遺産活用課	文化庁補助金の削減等により、史跡公園の整備スケジュールを令和8年度のプレオープン（多目的広場の一部供用開始）、令和11年度のリニューアルフルオープンに変更。	なし	なし

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
1	飯阪議員	給食費負担の軽減について	学校園管理室	<p>①給食費の推移について</p> <p>②近隣市の給食費の状況について</p> <p>③府内自治体における学校給食費無償化の実施状況について</p> <p>④令和2年度に実施した給食無償化の内容について</p> <p>⑤学校給食費補助金の次年度以降の対応等について</p> <p>⑥給食費の負担軽減の必要性について</p>	<p>①平成27年度の小学校4,050円・中学校4,500円から、令和5年度の小学校4,570円・中学校5,130円までの給食費月額の推移を説明。令和5年度の増額分小学校210円・中学校230円の補助により、令和4年度と同額に据え置いた。</p> <p>②岸和田市は、令和5年度に小中学校とも1食あたり20円を増額のうえ4月から9月を無償化。泉大津市は、学校給食費の改定はないが、米飯代として小学校で70円・中学校で50円を市が負担。高石市は、令和5年度から小中学校とも1食あたり20円を市が負担したうえで、1・2学期を無償化。</p> <p>③令和4年度は、期間や対象者を限定した無償化も含めて31団体。うち恒久的には、田尻町、千早赤阪村が小中学校とともに、高槻市が中学校のみ、四條畷市が小中学校に通う2才目以降の児童生徒について無償化。令和5年度は、予定も含めて6月時点で28団体で、恒久的な無償化は、先ほどの団体に加え、大阪市、能勢町が小中学校とともに、東大阪市、豊能町が中学校のみ無償化。</p> <p>④小中学校は6月から8月の3ヵ月間無償化。保育所、幼稚園は、公立、私立とも9月から11月の3ヵ月間無償化。</p> <p>⑤学校給食費補助金は令和5年度限りの予定。食材料の購入に充当する学校給食費は、生活保護や就学援助による支援が制度化されており、受益者負担が原則であると考える。なお、学校給食については、老朽化した給食施設の改修や調理器具などの更新が必要であるほか、給食施設への空調整備による衛生管理の充実など、今後も安定的に自校調理方式による給食提供を継続するためには必要な課題に対し、優先的に取り組んでいく。</p> <p>⑥学校給食費に係る保護者負担の軽減については、現在、国において議論されていることは承知しているが、現時点での詳細までは示されていないことから、今後、国や府内自治体の動向を注視していく。</p>
2	小野林委員	「災害時における小学校の対応」について	学校教育室 こども未来室	<p>①台風や大雨時の学校の対応について</p> <p>②今回の大雨に対する学校の対応について</p> <p>③台風や大雨時の留守家庭児童会の対応について</p> <p>④今回の大雨に対する留守家庭児童会及び公立保育園の対応について</p>	<p>①学校は、教育委員会作成の「学校における非常災害等対応マニュアル」と各校作成の「学校危機管理マニュアル」に基づいて対応。児童生徒の安全を確保するため、午前7時時点と和泉市に暴風警報が発令されている場合や、午前7時以降登校時までに和泉市に暴風警報が発令された場合を基準とし、臨時休業措置としている。登校後、和泉市に暴風警報が発令される可能性がある場合は、教育委員会と校長会との調整のうえ、対応措置を決定し、各校へ通知。大雨等の特別警報が発令された場合も、暴風警報発令時と同様の対応。大雨の場合、校区の環境や地形により、河川の氾濫や土砂災害が特に想定される学校においては、教育委員会の指導のもと決定し、臨時休業。</p> <p>②前日に、教育委員会から各校長へ、大雨特別警報等が発令された場合の措置について通知。保護者への周知、中学校区や留守家庭児童会との調整共有等、適切に行うよう指示、及び翌日の気象情報を各校へ通知。多くの学校が前日の時点で時刻を繰り上げて児童生徒を下校させることを決定。当日は、教員による下校指導、保護者によるお迎え等、児童生徒の安全確保に努めた。</p> <p>③平日に学校が臨時休校または早退となる場合は臨時休会として開設を行わず、仲よしクラブ開設中に「和泉市」に暴風警報または特別警報が発令された場合は、その時点から臨時休会。また土曜日や三季休については、午前7時時点で「和泉市」に暴風警報または特別警報が発令された場合は臨時休会として開設を行わない。</p> <p>④留守家庭児童会については、終業時刻を切り上げた学校については臨時休会を行い、それ以外の学校については通常通り開設。今回の扱いは、大雨の前日の6月1日に保護者にメールにて周知。公立保育園については、保護者に早めのお迎えの協力をメールにより依頼。休園はしていない。</p>

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
3	堺田議員	学校におけるいじめ対応の実効性について	学校教育室	<p>①いじめ防止基本方針策定の経緯について</p> <p>②早期発見、未然防止の取組みについて</p> <p>③いじめを認知した際の対応について</p> <p>④教育委員会から学校への助言・支援について</p> <p>⑤関係機関との連携について</p> <p>⑥保護者への情報共有について</p> <p>⑦教職員のスキルアップについて</p> <p>【要望】フローチャートに関して担任、副担任、学年主任、教頭先生、校長先生、カウンセラー、教育委員会の全ての方が共有する様式の仕組みが存在していたら、解決に向けての進捗の中で漏れがないように関係者が注意し合う仕組みができると思うので、市で統一したものを新たに作成していただきたい。教員のスキルアップに関しては、各小学校、中学校における成功事例を他の学校の教員みんなが情報共有できる仕組みも新たに作っていただきたい。</p>	<p>①いじめ防止対策推進法で策定義務が明記されたことから、すべての和泉市立学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。</p> <p>②早期発見については、学校は、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないように努めている。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えている。未然防止については、一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによるいじめを許さない集団づくりを進め、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取組みを実施。</p> <p>③特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校のいじめ対策委員会に報告し、校長の責任において、いじめの解決に向けて組織的に対応を行う。すべての教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関等と連携を図りつつ対応。</p> <p>④教育委員会は必要に応じて、いじめられた児童生徒やその保護者への支援、いじめた子どもへの指導やその保護者への助言、いじめが起きた集団へのたらきかけ等について、適切な対応がなされるよう、具体的な助言や支援、指導を実施。</p> <p>⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるアセスメント、専門家等から関係する子どもへの直接支援、教職員への助言等を実施。必要に応じて、スクールロイヤーなど法律の専門家への相談、警察や少年サポートセンター、子ども家庭センター等の関係機関と連携。</p> <p>⑥「いじめ対応パンフレット」のフローチャート、「いじめ対応セルフチェックシート」等を参考にフローチャート等をもとに、いじめ事案に対応。いじめが生起した場合には、いじめられている児童生徒への理解と傷ついた心のケア、被害児童生徒のニーズの確認、加害者と被害者の関係修復、いじめの解消等に取り組み、その進捗状況については、随時保護者等と共有。</p> <p>⑦各学校において、いじめに関わる研修を年間2回以上実施。府や市の研修も活用し、スキルアップ。府作成のいじめ対応セルフチェックシートや市独自のいじめに関する教職員向け実態調査を活用し、個々の教職員の認識や学校の組織対応体制について状況を確認し、改善を図っている。</p>

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
3	堺田議員	市外からの来訪者増加イメージ戦略について	生涯学習推進室	青少年の家のリニューアルと恋人の聖地について	現在、槇尾山にある和泉市立青少年の家の大規模なリニューアルに向け取り組んでいるところであります。大阪府が現在整備を進めている槇尾川上流部園地の大型遊具や槇尾山森林浴コースなどの近隣施設も有効に活用しながら施設の利便性の向上や利用促進を図ることができる施設改修を計画している。恋人の聖地は、登録商標されていることから少し研究していく必要があるが、恋人が集まるような仕掛けは、誘客に有効な手段であると考えており、槇尾山グリーンランドの山頂付近においてシンボルとなるようなモニュメント等の設置も含め、調査を進めていく。
		市民向け貸し出し物品のあり方について ・いすみ希望塾のオンライン対応について	学校教育室	帰宅を早めるため、オンラインの割合を増やしていくことについて	希望塾の施策改善に向けて、今年度から定員を420名から850名程度に倍増。定員の倍増及び希望会場の偏りを見直すことで、可能な限り多くの受講者を受け入れるとともに、通いやすい時間とするため、4会場において開始時間を変更。会場確保にあたっては昨年度から1時間遅らせざるを得ない状況。タブレット端末の有効活用について、AIドリル教材を使用して学習し、会場実施方式40回と家庭学習履歴確認支援方式40回で実施することに変更。会場実施方式は、きめ細やかな対応が可能であり、非常に効果的な指導形式であることから、今年度から導入したオンライン方式の効果を見極めながら、今後の進め方について、委託事業者と研究して参りたい。
4	遠藤議員	「黒鳥村文書」と郷土史学習について	学校教育室 文化遺産活用課	①「黒鳥村文書」の内容について ②「黒鳥村文書」から読み取れるものは ③企画展の入館者数等について ④「黒鳥村文書」についての展覧会はこれまでどの程度開催されてきたか ⑤入館料無料は見直すべきではないか ⑥入館料有料化についての市の考え ⑦学校における郷土史学習の内容は ⑧学校での郷土史学習を充実していく教育委員会の考えは	①黒鳥村文書は、平安時代から室町時代にかけて作成された中世の古文書。黒鳥村にあった安明寺に納められて、管理・伝承されてきた。平安時代に地域で作成された古文書が、そのまま地域社会で1,000年に渡り伝えられ、現代まで残っていることは全国的にみても稀有な事例。和泉市域に暮らした先人たちの生活・社会の営みの継続性を示す史料。平成28年に一括して和泉市指定文化財に指定。令和3年に大阪府の指定文化財に指定。 ②黒鳥村文書の内容は、開発・流通・信仰など多岐にわたり、中世における黒鳥村の村人の実相を生き生きと物語るものであり、和泉市の歴史を知る上で欠くことのできない貴重な文化財。 ③入館者は26日間で637人。黒鳥町のみなさんなど地元の方々に来館いただいたほか、ツイッターナどでも話題となり、東京や愛知など全国から多くの歴史研究者が訪れた。 ④黒鳥村文書そのものをテーマとし、中世文書全てを展示した企画展は、今回が初めて。郷土史読本でも黒鳥村文書についてもわかりやすく紹介するページを設けている。 ⑤常設展示は条例に基づき無料。特別展・企画展は、平成26年に有料開催したのが最後。無料の理由は、歴史館の入館者の増加を図り、広く市民のみなさんに、和泉市の歴史を知っていただくことを目的としているため。 ⑥特別展・企画展については、魅力あるテーマと内容の展示として、いっそうの充実を図り、有料での開催も検討する。 ⑦生活科や社会科、総合的な学習の時間に地域学習を実施。小学校低学年段階から系統的に実施。小学校高学年や中学校では、校区の特色や実態に合わせ、地域や郷土についての学びを深めている。 ⑧郷土史読本を小学6年生と中学1年生に配布。社会科の歴史の学習をはじめ、総合的な学習の時間、特別活動等、学校教育活動で活用を進める。各校において郷土史読本を活用した授業を実施し、好事例を共有し、地域学習、郷土学習のさらなる充実を図る。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
4	遠藤議員	「黒鳥村文書」と郷土史学習について	学校教育室 文化遺産活用課	⑨今後における郷土史読本活用の取り組みは 【意見】地域・和泉市の未来を託していく子どもたちにもっと地域を、和泉市を大好きになっていただくためにも、学校教育、生涯学習で地域調べ、地域学習、歴史調べ、郷土史学習をいっそう充実させていただきたい。	⑨印刷部数9,000部のうち、小中学生配布向に7,500部。関係機関への寄贈用が500部。一般頒布用が1,000部。文化遺産活用課窓口やいすみの国歴史館、全国の書店やamazonなどオンラインショップでも購入可能。6月21日現在の販売数は286冊。7月22日には、直木賞作家である澤田瞳子氏をお招きし、郷土史読本刊行記念講演会を開催予定。
5	関戸議員	公共施設の利便性の向上について ①エアコン整備 ②トイレ洋式化	生涯学習推進室	①生涯学習部で所管する体育施設について ②コミュニティ体育館・市民体育館の空調設備の現状について ③リース方式等の検討状況と概算費用について ④大型スポットエアコンの整備について ⑤体育施設トイレの洋式化の現状について ⑥洋式化率を上げていくことについて 【要望】総合スポーツセンターにあっては、洋式化率100%となっていることにすごく感心している。他の体育館施設についても、洋式化率を上げていってほしい。	①市民体育館及びコミュニティ体育館の屋内2施設、光明池球技場、光明池緑地運動場、総合スポーツセンター及び槇尾川公園テニスコートの屋外施設4施設、温水プールと合わせて計7施設と、体育施設ではないが生涯学習施設として生涯学習サポート館体育室がある。 ②全体を冷房できる空調設備はなく、スポットクーラーや気化熱式送風機、業務式扇風機を活用。 ③リースを含め、複数の企業に現場調査や仕様などの提案をもらい費用対効果を含め検討している。概算費用で、市民体育館の大体育室及び小体育室、コミュニティ体育館アリーナに空調整備をするにあたり、買取による空調整備では、合計で約3億2,000万円、リースによる空調整備では、合計で約2億4,000万円となっているが、買取とリースで同じ機種及び仕様でないので比較できるものではない。 ④市民体育館は将来の建て替えに合わせて、コミュニティ体育館は施設の大規模改修に合わせて導入することを基本としているが、空調設備は利便性向上に資する設備であり、昨今の酷暑を考えると、その必要性も認識している。大型スポットエアコン整備については、程度や競技への影響なども含めて、一度、実地視察も含めて調査する。 ⑤洋式化率で、市民体育館で33.3%、コミュニティ体育館で40%、光明池球技場で37.5%、光明池緑地運動場で20%、総合スポーツセンターで100%、温水プールで40%。 ⑥必要性は認識している。
6	大浦議員	小中学校のリモート授業のさらなる有効利用について	学校教育室	①学校におけるオンラインの対応の現状について ②コロナ禍におけるオンライン対応の成果と課題について ③今後の学校におけるオンライン対応について	①新型コロナウイルスの5類移行後、登校が難しい子どもたちを対象に、家庭と相談し、当該児童生徒の実情に配慮しながら、オンライン対応等を実施。 ②成果は、長期に渡る臨時休業等や学校に登校することが難しい状況の子どもたちに対して、学びを止めない取組みを継続できたこと。課題は、学習場面での子ども同士の交流が難しかったこと、低学年の児童に保護者のサポートが必要となったこと。 ③引き続き、登校することが難しい子どもたちを対象に、個別の実情に応じたオンライン対応を実施。これまでのノウハウを生かし、万一、感染症の流行や災害等により長期間登校できない状況が生じた際に、これまで以上に創意工夫をこらしたオンライン対応を実施。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
6	大浦議員	小中学校のリモート授業のさらなる有効利用について	学校教育室	<p>④和泉市における教育不足の現状について ⑤和泉市における教員不足への対応について</p> <p>【要望】欠員の状況に対して、学校内部で業務を補完していることは、管理職や教員にとってかなりの負担になってしまいか心配である。コロナ禍で培ってきたオンライン対応をさらに有効活用し、対面とリモートの二本立てで授業を実施することで、子どもたちの学びを止めず、なおかつ、先生方の負担軽減を図ることができるのでないかと考える。一人ひとりの教員の負担が大きくなっている今、オンラインを活用した解決策も検討していただきたい。</p>	<p>④令和5年6月1日現在の欠員状況は、小学校で7名、中学校は5名の計12名。</p> <p>⑤講師の任用に至るまでの間、首席や担任以外の教員、府の加配教員、管理職等が教育活動に支障が生じないよう対応。</p>
7	小林議員	香害について	学校園管理室 学校教育室 こども未来室	<p>①前回の一般質問からの新たな啓発の取組み予定について ②認可外保育施設における啓発等について ③学校・保育園等におけるトイレの芳香剤のその後について ④学校での化学物質過敏症の実態調査の実施の考えは ⑤化学物質過敏症の児童生徒数とその割合は</p>	<p>①保育園等及び小中学校・義務教育学校は、令和5年1月の校園長会で、化学物質過敏症への対応等について周知するとともに、化学物質等の合成香料が含まれる製品の使用について配慮を求めた。小中学校等には令和5年5月に、保育園等には6月に、化学物質過敏症啓発ポスターを掲示。認可外保育施設は、指導監査等を実施する岸和田市広域事業者指導課に確認したところ、特に啓発等の活動はなしのこと。</p> <p>②岸和田市広域事業者指導課に対して働きかけを行うことは可能。</p> <p>③いずれの学校園にも、トイレに芳香剤は設置していない。認可外保育施設は、岸和田市広域事業者指導課に確認したところ、芳香剤の設置に関しては把握していないこと。</p> <p>④市内すべての小中学校で、毎年度、保護者から児童生徒の健康状態を把握するため「保健調査票」の提出を求めており、その中に化学物質等によるアレルギーの有無等の項目を設けている。各学校では「保健調査票」の記入内容をもとに、必要に応じ、個別に適切な対応を行っている。</p> <p>⑤「保健調査票」で把握している化学物質過敏症の児童生徒数は、疑いも含め、小学生は3年生が1人、5年生が1人で、中学生は1年生が1人、2年生が2人、3年生が1人の合計6人で、全児童生徒の約0.04%。</p>
8	松本議員	学校の安全対策について	学校教育室	<p>①附属池田小学校事件発生当時の対策について ②学校安全対策・体制の本市の現状について</p>	<p>①市教育委員会は、学校に緊急連絡を行い児童生徒の安全を確保することと、各校の安全管理体制の再チェックをただちに実施することを指示。警察等関係機関に巡視の強化を依頼、教育委員会事務局職員を各校に派遣、公用車による安全パトロールを実施、登下校時の児童生徒の安全確保のためのさまざまな対策を緊急的に実施。その後の対策として、小学校全校に非常事態の発生を大阪府警本部通信指令室に通報できる直通通報ボタンを、小中学校全校に防犯インターホンを設置し、課業時間中は校門を施錠。その後、教育委員会による定期的なパトロール、小学校1年生への防犯ブザーの配付、毎年の教職員への校内研修等、様々な対応を実施。</p> <p>②すべての学校で「学校安全計画」を策定。また、具体的な学校安全対策については、小学校の校門にオートロックを設置。登下校の時間帯を中心に学校安全員を配置。スクールガードリーダーを配備し、主に登下校の時間帯に市内巡回、安全指導及び地域の見守り隊との連携を実施。</p>

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
8	松本議員	学校の安全対策について	学校教育室	<p>③学校の不審者侵入防止対策の現状について</p> <p>④不審者が侵入した際の対応と訓練等について</p> <p>⑤子どもの安全に関する取組みの徹底について</p> <p>【要望】小学校の校門には設置されているオートロック及び防犯カメラが、中学校については一部の学校にしか設置されていないことから、今後、予算化に向け取り組むようお願いしたい。</p>	<p>③不審者侵入を防止するため、各校に対し、登下校時以外は校門を閉めたままにするよう教育委員会から指示。小学校及び義務教育学校、一部の中学校で、オートロックにより校門を施錠。平成29年度には、校門に設置した防犯カメラを更新、24時間録画するとともに、職員室にてリアルタイムで校門付近の様子を確認できる。校内に入る際には、来校者名簿への記入や、来校者用や保護者用名札の着用により、教職員が来校者を確認。</p> <p>④各校で作成している学校危機管理マニュアルに基づき対応。複数の教職員で対応、直通通報ボタンや電話により、速やかに警察に通報。対峙した教職員は、不審者を子どもたちに近づけないことを最優先に牽制したり取り押さえたりする。校内放送等を活用し、異変を知らせるとともに、教室を施錠したり、避難場所へ誘導したりすることで、児童生徒の安全を確保。各校において年1回以上、不審者の侵入を想定した対応訓練を実施。</p> <p>⑤登下校時以外の校門の施錠と来校者管理を徹底。校門、校門から校舎の入り口、校舎の入り口という3段階のチェックの観点を危機管理マニュアルに盛り込むよう指導。学校安全担当者研修等を実施。地域や関係機関等に積極的にお願いし、大人の「見守る目」をさらに増やすことで不審者による事件・事故の未然防止につなげる。</p>
9	森議員	医療的ケア機能を備えた保育施設について	こども未来室	<p>①医療的ケア機能を備えた保育施設の概要について</p> <p>②医療的ケア児の受入状況について</p> <p>③複数の医療的ケア児の受入れについて</p> <p>【意見】今回の募集に関しては、公立の芦部保育園の民営化ということになることから、新しい認定こども園に移されることに不安を感じられている児童や保護者に安心してもらえるように、保育の質についてはしっかりと確保できる質の高い事業者を選んでいただきたい。</p>	<p>①「公立保育所・公立幼稚園のあり方」に基づき、令和8年4月に芦部保育園を民営化し、開設予定の幼保連携型認定こども園。幼稚園部分の定員は15人、保育所部分の定員は120人から150人、そのうち医療的ケアが必要な児童を10人程度受け入れることを想定。</p> <p>②令和5年4月1日現在、公立保育園で経管栄養が必要な児童を1人、民間保育施設は0人。</p> <p>③堺市の民間保育施設において、障がい児通所支援事業所を併設し、送迎を含む療育を実施するなど、児童が体調を崩した場合等における様ざまな連携体制を整えるとともに、保育施設にも適切に看護師を配置することで、複数の医療的ケア児を積極的に受け入れていることを確認。複数の医療的ケア児を受入れるためにには、障がい児通所支援事業所との連携や、実際に児童の医療的ケアを行う看護師の確保など、個々の障がいの程度に応じた適切な医療的ケアを行うことが重要と考えている。</p>

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
10	服部議員	学校園の遊具について	学校園管理室	<p>①小学校、保育園・幼稚園における遊具の現状について</p> <p>②遊具の修繕等にかかる予算措置について</p> <p>③遊具の計画的な修繕や更新の必要性について</p> <p>④遊具の点検の内容及びスケジュールについて</p> <p>⑤更新が必要な遊具の先行撤去について</p>	<p>①和気、国府、伯太、南横山、信太、鶴山台南の6小学校において、ジャングルジムや滑り台など12の遊具が老朽化により使用を中止。幼稚園・保育園では、使用を中止している遊具はない。</p> <p>②比較的小規模な施設改修を行うための費用として予算計上している「修繕料」において、学校と調整を図りつつ順次対応。</p> <p>③子どもたちが安全に遊具を使用できるよう、計画的に修繕や更新が必要であると認識。現在も順次修繕に努めているが、早期に不備の解消を図るとともに、計画的な修繕や更新に取り組めるよう、令和5年度に、専門業者による遊具の点検を実施する予定。</p> <p>④市内すべての公立の小・中学校、保育園、幼稚園に設置している遊具の劣化度及び危険度を診断するもので、7月中旬から10月中旬にかけて実施予定。</p> <p>⑤早急に使用禁止の遊具に子どもたちが近づかないよう、囲いをするなどの対策を講じていく。今年度実施する点検結果を基に学校現場とも協議を行いながら、更新が必要な遊具については、現場の状況に応じて先行して撤去を行うなど、迅速かつ柔軟に対応していく。</p>
11	坂元議員	非常変災時における学校の臨時休業の判断について	学校教育室	<p>①台風や大雨時の学校の対応について</p> <p>②臨時休業を決定する権限について</p> <p>③今回の学校の対応について</p> <p>④安全に下校させるために対応について</p> <p>⑤対応方針の決定時期について</p>	<p>①学校は、教育委員会作成の「学校における非常変災等対応マニュアル」と各校作成の「学校危機管理マニュアル」に基づいて対応。児童生徒の安全を確保するため、午前7時時点で和泉市に暴風警報が発令されている場合や、午前7時以降登校時までに和泉市に暴風警報が発令された場合を基準とし、臨時休業措置としている。登校後、和泉市に暴風警報が発令される可能性がある場合は、教育委員会と校長会との調整のうえ、対応措置を決定し、各校へ通知。大雨等の特別警報が発令された場合も、暴風警報発令時と同様の対応。大雨の場合、校区の環境や地形により、河川の氾濫や土砂災害が特に想定される学校においては、教育委員会の指導のもと決定し、臨時休業。</p> <p>②学校教育法施行規則第63条で、「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。」とされており、暴風警報及び特別警報が発令された場合は、全校が臨時休業。</p> <p>③前日に教育委員会から各校長へ大雨特別警報等が発令された場合の措置について通知。保護者への周知、中学校区や留守家庭児童会との調整共有等、適切に行うよう指示。翌日の気象情報を学校へ通知。多くの学校が前日の時点で時刻を繰り上げて児童生徒を下校させることを決定。</p> <p>④安全に児童生徒を下校させるために、可能なご家庭にお迎えを依頼。教職員が通学路に立ち、下校指導するなど、児童生徒の安全確保に努めた。</p> <p>⑤暴風警報は、児童生徒が負傷する可能性があるため、和泉市全域で一律に臨時休業。線状降水帯等による大雨時は、校区ごとに状況が異なるため、校区の状況を各学校が確認し、教育委員会の指導のもと対応を決定。児童生徒の安全のためには、早めの対応方針の決定が必要であると認識。暴風に限らず、大雨等により大きな被害が予測される場合には、状況に応じ、事前に対応を検討。</p>

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
12	デルфин議員	北信太駅前整備事業について	文化遺産活用課	<p>①信太貝吹山古墳の整備について</p> <p>②池上曾根遺跡の整備について</p> <p>【要望】地域の方々の関心も高く期待している事業なので、着実に進めてもらうとともに、事業の進捗状況などを適時周知し、事業の見える化を行っていただきたい。</p>	<p>①信太貝吹山古墳は、和泉・信太の森ヒストリータウンの重要な構成要素のひとつであり、北信太駅前整備基本計画の「歴史や文化を活かした住みたくなるまちづくり」という方針を踏まえ、古墳の墳丘に登れるようにしたり、古墳の周辺を含めて広場空間を設けるなど、駅前のランドマークとなり、市民にとっての憩いの場となるような整備を行う予定。令和4年度の発掘調査において、埴輪列がたいへん良好な状態で出土したことから、その成果も踏まえ、具体化を図る。</p> <p>②文化庁補助金の関係で、史跡公園のリニューアルフルオープンを令和8年度から令和11年度を目指して変更する。なお、多目的広場については、今年度から整備に着手し、当初の計画どおり、令和8年度から供用を開始し、史跡公園の一部リニューアルオープンをする予定。令和8年度以降は、池上曾根弥生情報館の増築工事などを行い、令和11年度のリニューアルフルオープンをめざす。</p>
13	石原議員	こども基本法について	学校教育室	<p>①こどもの意見表明についての学校での取組について</p> <p>②こどもの権利など周知についての学校での取組について</p> <p>③和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例との関係について</p>	<p>①子どもが意見を表明できる代表的な機会として子ども議会や生徒会サミットを実施している。4年ぶりに開催する子ども議会については、子ども議員が自由な発想で意見を述べるとともに、他の子ども議員と対話できるように開催方法を見直している。また、日々の学校生活や様々な行事等において、こどもが意見を表明する機会の確保並びに、こどもの権利について理解を深める取組みを推進していく。</p> <p>②令和5年4月にこども基本法が施行されたことを受けて、各学校にこども基本法に関するパンフレットや動画についての情報を提供しており、学校でも廊下にこども基本法の概要がわかるパンフレットを掲示したり、児童生徒の意見表明の機会を大切にしていくことを職員間で再確認。</p> <p>③和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例における、社会総がかりで子どもに関わっていくことに関する条文については、「こども基本法」の理念・施策と共に通しており、「これから社会を担う全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることを社会総がかりでめざす」意義については、同一であると認識。</p>
14	友田議員	公共施設について	生涯学習推進室	サポート館の存続の経緯について	サンライフ和泉は、平成22年度に策定された和泉再生プランにおいて、中高年齢労働者福祉センターとしての役割は一定終えたことなどから、平成24年度をもって同施設を廃止することが示された。しかし、施設の機能廃止なのか建物自体の廃止なのかが明確にされていなかったことに加え、市民からの存続要望や利用者の増加などもあったことから、平成24年度に指定管理期間を1年間延長し、再度の廃止検討を行った。和泉シティプラザの貸館状況も飽和状態であったことから、和泉シティプラザをサポートする施設とし、平成24年7月の庁議において、生涯学習サポート館としての存続が意思決定され、平成24年10月の第3回定例会において承認されたことから、平成25年度から生涯学習サポート館として運営を開始し、現在に至る。